

第 1 0 回 田 沢 湖 ・ 角 館 ・ 西 木 合 併 協 議 会

参 考 資 料 編

- 協 議 案 第 4 3 号 関 連 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ~ 4
（ 電 算 シ ス テ ム 事 業 の 取 扱 い に つ い て ）
- 協 議 案 第 4 6 号 関 連 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ~ 1 1
（ 上 ・ 下 水 道 事 業 の 取 扱 い に つ い て ）

平成 1 6 年 2 月 2 7 日

田 沢 湖 ・ 角 館 ・ 西 木 合 併 協 議 会

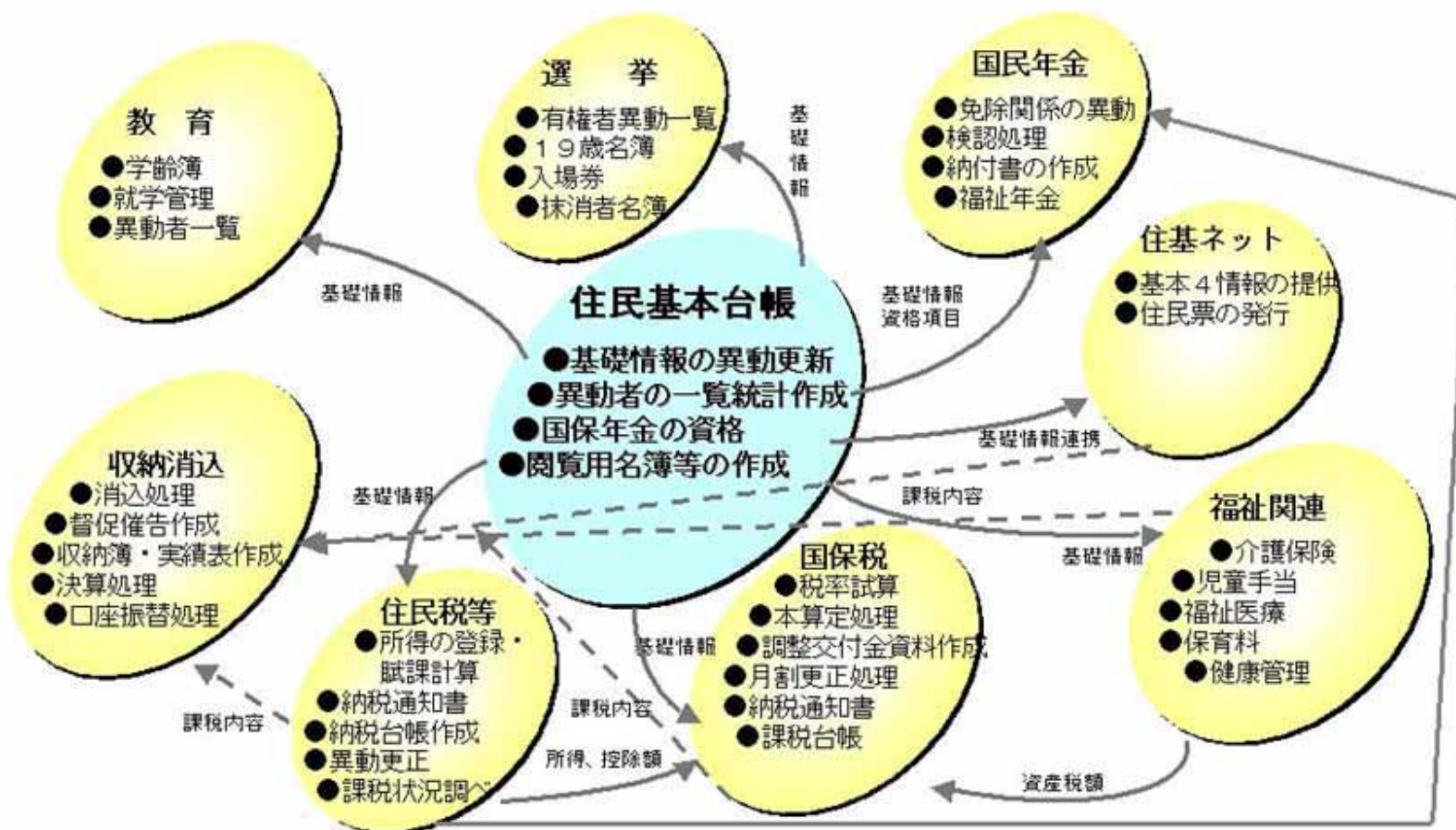
○ 協議案第 4 3 号関連

- ・ 住民記録と他システム
- ・ 先進市事例

住民記録と他システム

住民記録とその他システムの連動

住民記録で保有するデータは他のシステムの基本的データとなり、高い汎用性を持っています。このことから住民記録を核としたデータ統合は不可欠であるといえます。



各電算システムの解説

住民記録関連	住民基本台帳から成る住民情報の総称。住民票の発行、外国人登録、印鑑登録など主に住民サービス窓口での事務がこれにあたる。
住基ネット関連	基本4情報（住所、氏名、性別、生年月日）を全国の地方公共団体で共有するネットワーク。公的個人認証の基礎となる他、電子政府・電子自治体の基盤となるデータであり、今後ICカードでの新たな展開が見込まれている。
税システム	住民税、固定資産税、軽自動車税など、いわゆる地方税の賦課徴収のためのシステム。個人毎にコードを付与し税額の決定、収納の管理を行う。
国民健康保険関連	国民健康保険資格の得喪、保険給付、保険税の算定、賦課、徴収を行うシステム。
教育関連	就学年齢、新入学通知などの業務のため、学齢簿を作成する。住民記録がベースとなっている。
選挙関連	選挙人名簿の作成、入場券の作成発行を行う、住民記録をベースに管理を行う。
財務会計	地方公共団体の予算編成、決算管理、資料作成、金銭の収入・支出の管理、債権者情報等の管理を行う。
工事設計積算関係	各種土木工事の積算を行うシステム。単価、工法など、一定の基準値が用意されている。
上下水道関連	上水道、下水道の料金賦課、検針、収納などを行うシステム。
グループウェア	行政内部における文書共有、スケジュール管理、施設予約等をネットワーク上で行うアプリケーション。

先進事例

■新潟市

新潟市の制度に基本的に統一した。

■潮来市

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

○ 協議案第 4 6 号関連

- ・ 上水道の用途区分
- ・ 上水道の使用料の算定
- ・ 下水道使用料の算定
- ・ 先進事例

(別表1)上水道の用途区分

		田沢湖町		角館町		西木村	
用途等		種別等					
一般用						一般家庭、官公署、学校等下記に属しないものにおいて使用	
家庭用		普通使用料		一般家庭及びアパート（各世帯毎に水道メータによって計算するもの）等において使用するもの及び教会、寺院、会館、集会所等にあつては、概ね1か月の平均使用水量が2 5 m ³ 未満のものをいう。			
団体用				官公署、学校（町立学校を除く）、病院（町立病院を除く）、銀行、鉄道、交通、寄宿舎、アパート（各世帯毎に水道メーターを使用しないもの）その他これに類するものにおいて使用するもの又は教会、寺院、会館、集会所、会社、事務所等にあつては、概ね1か月の平均使用水量が2 5 m ³ 未満のものをいう。			
営業用				飲食店、食堂、喫茶店、旅館、映画館、下宿業、めん類製造業、醸造業、こんにゃく、トーフ製造業、養魚業、飼畜業、写真業、理髪業、パーマネント業、牛乳処理業、清涼飲料水製造業、洗濯業、青果生花販売業、自動車修理業、ガソリンスタンド、食肉製品製造業、湯屋用その他これに類するものの			
営業用第1種				旅館及び保養所を除く営業を行うものに適用			
営業用第2種				旅館及び保養所で常時管理人を置き旅館と同様の営業を行うものに適用。ただし、営業用第3種に該当するものを除く。			
営業用第3種				宿泊施設で水洗便所を施設したものに適用。ただし、宿泊定員3 0 人未満の宿泊施設で水道使用者からの申請により営業用第2種の給水を承認されたものを除く。			
工業用				製氷業、製紙工業その他これに類するものにおいて使用するものをいう。			
臨時用		特別給水		臨時に使用する売店、興業、工事現場、その他これに類するもの		興行、鑑賞娯楽、売店及び工事現場等で臨時に使用するもの及びその他これに類するものにおいて使用するものをいう。	
娯楽用				噴水、池泉、庭園、その他観賞用			
家庭用		共用給水		2世帯若しくは2か所以上で共用するもの		一般家庭、アパート及びこれに類するもの	
集落会館、ポンプ置場等							
町立学校用（甲）				町立学校において概ね1か月の平均使用水量が2 0 0 m ³ 以上のものをいう。			
町立学校用（乙）				町立学校において概ね1か月の平均使用水量が2 0 0 m ³ 未満のものをいう。			
学校プール用							
町立病院用				町立病院において使用するものをいう。			
消防用				消防演習用に使用するものをいう。			
プール、その他				プール、噴水、池泉、庭園、農畑作、花壇等その他これに類するものにおいて使用するもの。その他に属さないもの。			

(別表2)上水道の使用料の算定

○上段:基本料金(月額) 下段:超過料金 ※5%加算した額を使用料として徴収

単位(円)

用途等	種別等	田沢湖町					角館町	西木村
		生保内水道	田沢及び潟筒水	田沢湖高原筒水	水沢筒水	城廻筒水		
口径13mm	超過(1㎡)	10㎡まで 1,800						
		170						
20mm	超過(1㎡)	10㎡まで 3,210						
		170						
25mm	超過(1㎡)	10㎡まで 5,140						
		170						
30mm	超過(1㎡)	10㎡まで 7,700						
		170						
40mm	超過(1㎡)	10㎡まで 13,910						
		170						
50mm	超過(1㎡)	10㎡まで 21,400						
		170						
75mm	超過(1㎡)	10㎡まで 50,290						
		170						
100mm	超過(1㎡)	10㎡まで 81,320						
		170						
一般用	超過(1㎡)							10㎡まで 1,500
								170
家庭用	超過(1㎡)		10㎡まで 1,000	10㎡まで 900	10㎡まで 1,200	10㎡まで 1,200	8㎡まで 1,440	
			120	70	130	130	220	
団体用	超過(1㎡)		20㎡まで 1,600	10㎡まで 1,000	10㎡まで 1,200	20㎡まで 2,800	25㎡まで 5,350	
			140	70	140	140	220	
営業用	超過(1㎡)		10㎡まで 1,600			10㎡まで 1,600	10㎡まで 2,460	10㎡まで 1,500
			140			140	220	220
営業用第1種	超過(1㎡)			20㎡まで 1,000	20㎡まで 2,400			
				80	140			
営業用第2種	超過(1㎡)			70㎡まで 2,200	35㎡まで 4,200			
				70	140			
営業用第3種	超過(1㎡)			130㎡まで 3,700	130㎡まで 15,600			
				60	140			
工業用	超過(1㎡)		50㎡まで 8,400			50㎡まで 8,400	150㎡まで 32,400	
			140			140	220	
臨時用	超過(1㎡)		1㎡まで 140				1㎡まで 1,240	1㎡につき 800
			140				220	
娯楽用	超過(1㎡)		1㎡まで 360			1㎡まで 360		
			240			240		
家庭用(共用)	超過(1㎡)		10㎡まで 1,000	10㎡まで 900	10㎡まで 1,200	10㎡まで 1,200		
			120	70	130	130		
集落会館、ポンプ置場等	超過(1㎡)							1か月につき 1,050
町立学校用(甲)	超過(1㎡)						200㎡まで 33,600	
							220	
町立学校用(乙)	超過(1㎡)						50㎡まで 8,400	
							220	
学校プール用	超過(1㎡)							1㎡につき 110
町立病院用	超過(1㎡)						2,000㎡まで274,200	
							220	
消防用	超過(1㎡)						20㎡まで 4,330	
							220	
プール、その他	超過(1㎡)						1㎡まで 380	
							220	

(別表3)下水道使用料の算定

(月額)

			田沢湖町	角館町	西木村
			公共下水道、特定環境公共下水道	公共下水道、農業集落排水	農業集落排水、林業集落排水、簡易排水
基本使用料	10㎡まで		940円	1,100円	
	一般世帯	し尿・雑排水等の片方を使用			1,100円
		〃 両方を使用			1,400円
	営業世帯	〃 片方を使用			2,200円
		〃 両方を使用			2,800円
超過もしくは加算使用料	10㎡超～20㎡まで		(1㎡につき) 100円	(1㎡につき) 120円	
	20㎡超～30㎡まで		(1㎡につき) 110円	(1㎡につき) 130円	
	30㎡超～40㎡まで		(1㎡につき) 120円		
	40㎡超～50㎡まで		(1㎡につき) 130円		
	50㎡超～100㎡まで		(1㎡につき) 170円	(1㎡につき) 150円	
	100㎡超			(1㎡につき) 170円	
	一般世帯	し尿・雑排水等の片方を使用			(世帯員割1人につき) 480円
		〃 両方を使用			(世帯員割1人につき) 480円
	営業世帯	〃 片方を使用			(世帯員割1人につき) 480円
		〃 両方を使用			(世帯員割1人につき) 480円

その他の算定による使用料	事業所等	10人未満			4,100円
		10人～50人未満			6,900円
		50人～100人未満			13,800円
		100人～300人未満			27,600円
		300人～500人未満			41,400円
		500人以上			69,000円

先進事例

■郡上市（岐阜県）

【上水道事業について】

- 1 上水道使用料金（メーター使用料を含む）については、企業会計としての健全経営の観点から、将来統一する方向で新市において随時調整する。
なお、当面の調整方法は、次のとおりとする。
（１）上水道の使用料金は、上水道及び簡易水道を合わせた場合における７町村の平均供給単価を基本統一料金とし、合併５年後を目標に調整する。
（２）供給単価が平均供給単価より高い町村においては、合併時に平均供給単価を適用する。
（３）供給単価が平均供給単価より低い町村においては、合併５年後に平均供給単価になるよう段階的に調整する。
- 2 新規の加入分担金については、当分の間現行どおりとし、合併５年後を目標に別表（省略）を基本として調整する。なお、継続事業における加入分担金については、現行の分担金の額とする。
- 3 新規加入申込者にかかる給水装置工事に要する費用は、原則、工事申込者の負担とする。
ただし、２戸以上の受益者が見込まれる場合の配水管の延長工事は新市の負担とする。
- 4 工事手数料については、合併時に開栓・休栓・廃止手数料を各５００円とし、他の手数料は廃止する。
- 5 検針方法については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。

【簡易水道事業について】

- 1 簡易水道の使用料金は、企業会計としての健全経営の観点から、将来統一する方向で新市において随時調整する。なお、当面の調整方法は、次のとおりとする。
（１）簡易水道の使用料金は、上水道及び簡易水道を合わせた場合における７町村の平均供給単価を基本統一料金とし、合併５年後を目標に調整する。
（２）供給単価が平均供給単価より高い町村においては、合併時に平均供給単価を適用する。
（３）供給単価が平均供給単価より低い町村においては、合併５年後に平均供給単価になるよう段階的に調整する。
- 2 新規の加入分担金については、当分の間現行どおりとし、合併５年後を目標に別表（省略）を基本として調整する。なお、継続事業における加入分担金については、現行の分担金の額とする。
- 3 新規加入申込者にかかる給水装置工事に要する費用は、原則、工事申込者の負担とする。
ただし、２戸以上の受益者が見込まれる場合の配水管の延長工事は新市の負担とする。
- 4 工事手数料については、合併時に開栓・休栓・廃止手数料を各５００円とし、他の手数料は廃止する。
- 5 検針方法については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 6 営農用使用料金については、当分の間、現行どおりとし、合併５年後を目標に次の（省略）料金を基本として調整する。

【下水道事業について】

- 1 下水道使用料金については、当分の間現行どおりとし、企業会計としての健全経営の観点から適正料金の設定を図るよう随時調整する。
- 2 受益者分担金制度については、下水道事業計画期間が将来に渡ることから、当分の間現行どおりとし、料金統一と併せて調整する。
- 3 排水設備工事手数料・検査手数料については、合併時に廃止する。
- 4 新規加入者にかかる工事分担金については、原則として配水管（污水管）から公共污水枡までの工事費は、全額加入者負担とし、調整区域外に新設する場合には、経済性を考慮し、合併処理浄化槽等の設置を検討する。
- 5 和良村の新規加入者に係る管渠工事分担金制度は、廃止する方向で検討する。

- 6 排水設備工事資金融資幹旋・利子補給制度については、高鷲村の例を基本として、新たな制度を創設し加入促進を図る。
- 7 合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び個別排水処理施設整備事業分担金については、各町村の下水道事業計画期間が将来に渡ることから、当分の間現行どおりとし、下水道使用料金及び受益者分担金と併せ随時調整する。

■かほく市（石川県）

【水道事業について】

- 1 水道事業計画については、合併時に策定する。
- 2 水道事業手数料については、高松町の例による。ただし、開栓手数料については、宇ノ気町の例による。
- 3 水道加入分担金については、高松町の例による。ただし、量水器口径30mmについては合併時まで調整する。
- 4 水道料金については、合併時に統一料金とする。ただし、量水器使用料は徴収しない。

【公共下水道について】

- 1 公共下水道事業計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画のできるまでの間は、現行のとおり新市において取り扱うものとする。
- 2 公共下水道事業受益者負担金については、適正な負担額のあり方及び徴収方法等を合併時に調整する。
- 3 公共下水道事業の下水道使用料については、適正な料金体系及び徴収方法等を合併時に調整する。
- 4 水洗便所等改造資金の融資幹旋制度及び助成制度については、金額及び条件等を合併時に調整する。

【農業集落排水事業について】

- 1 農業集落排水事業計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画のできるまでの間は、現行のとおり新市において取り扱うものとする。
- 2 農業集落排水事業の分担金、下水道使用料及び水洗便所等改造資金の融資幹旋制度並びに助成制度については、公共下水道事業との統一を図る。

■あさぎり町

【水道事業】

- 1 水道使用料については、合併時に統一料金とする。
- 2 加入金については、免田町の例による。
- 3 メーター使用料については、上村、岡原村の例による。

【下水道事業】

- 1 受益者分担金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。
- 2 下水道使用料については、上村、免田町、深田村の例による。
- 3 水洗便所改造工事費等助成制度については、上村の例による。ただし、助成条件については、居住要件及び居住要件に該当しないものの取扱い規定を削除し、使用開始後3年以内に接続したものに適用する。
- 4 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。

■山口市（岐阜県）

【水道事業について】

- 1 水道料金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水使用料金については現行のとおりとする。
- 2 水道臨時使用料金については、高富町の例による。
- 3 使用水量の検針は隔月とし、水道料金の徴収は毎月とする。
- 4 水道加入分担金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水については、102,000円とする。
- 5 新市において、上水道又は簡易水道の利用者が他で新たに上水道又は簡易水道の供給を受ける場合は、加入分担金を徴収しないものとする。（既設管を閉栓し、同口径以下で供給を受ける場合に限る。）
- 6 臨時加入分担金は、廃止する。ただし、臨時使用の場合には、加入分担金相当額及び管理者が定める水道料金を予納するものとする。

【農業集落排水事業について】

- 1 農業集落排水施設使用料金については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、負担の公平性の観点から、新市において、従量制による料金体系の構築を図る。
- 2 新規加入負担金については、高富町の例による。

■いなべ市（三重県）

【上水道について】

- 1 水道事業会計は統一を図る。
- 2 水道給水区域については、現行のとおりとする。
- 3 使用料については、大安町の制度に統一し、大安町及び藤原町の制度を適用する。
- 4 メーター使用料は、合併時に廃止する。

【下水道について】

- 1 下水道事業については、合併後も速やかに事業を推進し、下水道の普及を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。
- 2 受益者負担金は現行のとおりとし、認可事業終了後については、新市の負担金額とする。
- 3 使用料については、員弁町の制度に統一する。

■南アルプス市

【上水道、簡易水道、小規模水道の取扱い】

上水道については、現行の各事業会計を新市に移行し管理体制を一元化する。また、新市の水道整備計画を策定し住民生活に支障のないよう調整しながら一本化を図る。

【公共下水道の取扱い】

基本的には現状のまま新市に引き継ぎ、使用料や助成制度などはできるだけ統一し、住民の負担とならないよう可能な限り調整する。

【農業集落排水事業の取扱い】

芦安村だけで実施している本事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。

【合併浄化槽の取扱い】

現状のまま新市に引き継ぐ。